

契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴について

- ◆組合員の自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当組合を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆在職中に積立てを行い、掛金払込満了後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。
- ◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。

3. 加入対象者、掛金および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシにて確認してください。

4. 保障内容（給付内容）について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシにて確認してください。

5. 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

6. 積立金について

「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率（予定利率）により運用されています。

7. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社名（引受割合）2018年9月7日現在】

住友生命保険相互会社	(58.9%)	〔事務幹事会社〕	日本生命保険相互会社	(31.0%)
第一生命保険株式会社	(9.0%)		明治安田生命保険相互会社	(1.0%)
朝日生命保険相互会社	(0.1%)			

※引受保険会社と引受割合は今後変更することがあります。

※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

◆個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当組合（契約者）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を当組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当組合が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社（事務幹事会社）は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供（関連会社・提携会社を含む）、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当組合、他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

注意喚起情報

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

1. クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当組合（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

2. 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加) 加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当組合の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

3. 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拠出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

4. 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拠出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります。

5. 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額、一時金額などが削減されることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

6. 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります。**

7. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

8. 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拠出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

住友生命保険相互会社 年金サービス室（拠出型企業年金保険窓口）



電話番号：0120-307990

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・12月31日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

証券番号：370030707

契約者名：愛知県勤務医師生活協同組合

9. 年金・一時金などをめれなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当組合担当者または上記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当組合担当者または上記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。